

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定年月日 平成17年9月26日
2. 認定事業者名 株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行

3. 事業再構築の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行は、平成17年10月3日、株式移転により持株会社「株式会社きらやかホールディングス」を設立し、更なる経営体質の強化と安定を図り、地域金融・地域経済への貢献を果たしていく金融グループを結成することとした。さらに、平成19年中を目処に両行は合併を行う予定である。

両行は山形県で創業し、同じ相互銀行から普通銀行に転換しており、戦略の親和性は非常に高く、地域のお客様のお役に立ち、身近な存在として地域に貢献していくという営業スタンスは共通している。また、両行の取引地盤は、ほぼ同じであることから同一地域の店舗が多く、店舗統廃合等による合理化、効率化が図れる一方で、お客様の重複は非常に少ないというメリットを最大限に生かしながら、経営の効率化と高密度な営業基盤の構築を目指していくとしている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成20年3月期には平成17年3月期との比較において、自己資本当期利益率（殖産銀行及び山形しあわせ銀行の連結ベース）が6.26%ポイント改善すると見込んでいる。

4. 事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

① 中核的事業

金融業における地域中小企業取引及び個人取引

② 選定理由

両行は、本経営統合における経営理念として、地域に根ざす総合金融グループとして、「心の通うベストコンサルティングバンク」を目指すことを掲げ、高い志と倫理観に基づく確かな経営基盤を構築し、地域の信頼に応えていくとしている。

また、金融業における地域中小企業取引及び個人取引を中核的事業として位置づけ、両行のノウハウや人材、得意分野を有機的に結合することにより、従来以上に幅広い業務に対応し、地域に密着した木目細かで多様かつ高度な総合金融サービスを、グループ一体としてお客様に提供していくとしている。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社殖産銀行 : 山形市桜町7番35号
株式会社山形しあわせ銀行 : 山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社きらやかホールディングス : 山形市旅籠町三丁目2番3号
(平成17年10月3日設立)

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期 : 平成17年10月
終了時期 : 平成20年 3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数

平成17年4月1日人員 (両行合算) 1, 510人
殖産銀行 721人
山形しあわせ銀行 789人

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

持株会社 12人
合併会社 (平成20年3月末計画 (両行合算)) 1, 313人

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

持株会社 12人
合併会社 (平成20年3月末計画 (両行合算)) 1, 313人

(4) (3)中、新規採用される従業員数

平成18年度、19年度新規採用合算 42人
殖産銀行 27人
山形しあわせ銀行 15人

(5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数

平成17年10月予定 (持株会社設立時) 出向12人程度、解雇予定なし
殖産銀行 6人
山形しあわせ銀行 6人

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容およびその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>株式移転による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>◇ 両行は、株式移転により株式会社きらやかホールディングスを設立し、その傘下に入る。</p> <p>(1) 新設会社 名称：株式会社きらやかホールディングス 住所：山形市旅籠町三丁目2番3号 代表取締役社長：澤井 誠介 設立日：平成17年10月3日 資本金：100億円</p> <p>(2) 株式移転を行う会社 名称：株式会社殖産銀行 住所：山形市桜町7番35号 代表取締役頭取：長谷川 憲治 資本金：77億円</p> <p>名称：株式会社山形しあわせ銀行 住所：山形市旅籠町三丁目2番3号 代表取締役頭取：澤井 誠介 資本金：52億円</p> <p>(3) 株式移転比率 1（殖産銀行）：1（山形しあわせ銀行）</p>	<p>租税特別措置法第80条の2認定事業再構築計画等に基づき行う登記税率の軽減</p>
<p>合併による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>(1) 存続会社 名称、住所、代表者、資本金：未定</p> <p>(2) 消滅会社 名称、住所、代表者、資本金：未定</p> <p>(3) 合併比率：未定</p> <p>(4) 合併期日：平成19年中</p>	<p>租税特別措置法第80条の2認定事業再構築計画等に基づき行う登記税率の軽減</p>

措置事項	実施する措置の内容およびその実施する時期	期待する支援措置
事業革新 第 2 条 第 2 項 第 2 号ハ	<p>◇ 同一営業地盤を持ち、営業戦略の親和性が高い両行の経営統合を実現することにより、両行のノウハウや人材、得意分野を有機的に結合し、これまで提供出来なかった、新たな業務に対応していくなど、地域に密着した木目細かで多様かつ高度な総合金融サービスを、グループ一体となってお客様に提供する。</p> <p>◇ 経営統合によるネットワーク拡大効果を得ることにより、新たな顧客基盤を拡充するとともに、同一エリア内の店舗統廃合等重複した業務分野の共同化や経営資源の集約により、これまで成し得なかった経営効率の向上とコスト構造の改善を、スピーディかつダイナミックに実現し、経営基盤を強化する。</p> <p>◇ 経営統合による経営体質の強化と安定化、両行のノウハウ結合によるサービス強化で、地域経済の発展に貢献していく。また、お客様、株主の皆様、従業員に対し、これまで以上の付加価値を創造し、地域金融グループとして活力ある地域社会の実現を目指していく。</p> <p>以上の統合効果を実現するため以下の諸策を実施する。</p> <p>(1) 一元的経営企画・管理体制の構築</p> <p>持株会社での一元的経営企画体制とすることにより、単独行では為し得なかった新規業務への取組みや重複店舗の統廃合による新たな営業ネットワークの構築等、グループ会社全体としての最適な経営戦略策定、経営資源配分を實踐し、地域のお客様により高い利便性とサービスの提供に努めるべく、下記の施策を実施する。</p> <p>① 現在、顧客ニーズが高いにもかかわらず十分な人員投入がなされていない保険・証券等新規分野について、専門取扱店や専門チームを作り収益基盤を強化する。</p> <p>② 両行の重複した営業店を一箇所に統合することや、機能別営業店（個人特化、法人特化等）として活用する等、</p>	租税特別措置 法第 80 条の 2 認定事業再構築計画等に基づき行う登記 税率の軽減

措置事項	実施する措置の内容およびその実施する時期	期待する支援措置
	<p>同一地域を営業基盤とする両行の経営資源を有効活用する。</p> <p>③ 共同商品等の開発・販売等、経営統合によるスケールメリットを活かした営業展開を行う。</p> <p>④ 営業ネットワークの拡大による人的・物的資源の有効活用を行う。特に重要マーケットである仙台地区において6ヶ店となる両行店舗の有効活用を図っていく。</p> <p>⑤ 両行の中小企業診断士等の有資格者を中心とした法人向け提案型ソリューション営業体制を構築する。</p> <p>⑥ 東北地区で初めてのフィナンシャルグループの設立により、グループ会社全体としての専門家集団（「～総研」的な組織）を組成し、お客様にノウハウを提供する。</p> <p>(2) コーポレートガバナンス体制の強化</p> <p>両行及び両行傘下のグループ会社の経営管理機能を持株会社内に独立させることにより、ガバナンス体制をより強固なものとする。具体的には取締役会の下に「経営会議」を設置し、グループ経営計画・方針等の具体的な協議を行っていく。また、委員会組織として「グループ会社会議」を設け、グループ内連携と調整・コントロールを行う。同じく、「コンプライアンス委員会」を設け、グループ全体の法令遵守に係る事項を管理し、今後の方針案を策定する。</p> <p>(3) グループ内統合リスク管理体制の強化</p> <p>持株会社内に「グループリスク管理委員会」を設置し、グループ連結での収益進捗状況の管理、グループ内各種リスクコントロール、資産ポートフォリオの管理等を実施する。</p> <p>◇具体的数値基準</p> <p>平成20年3月期の「業務収益1円当たりの経費」を平成17年3月期と比較して7.01%低減させる（殖産銀行及び山形しあわせ銀行の連結合算ベース）。</p>	